「金沢MICE促進事業費補助金」の交付手続きについて

1. 要望手続きについて【大会・会議等の開催前】

- ・大会・会議等を開催する約1ヶ月前までに、 「金沢MICE促進事業費補助金交付要望書」を担当課あてご提出ください。
 - (注) 大会・会議等の概要がわかる資料 (パンフレット等) を添付してください。
 - (注) 金沢版クラフト・ツーリズムの実施に係る補助を希望される場合は、ツアー行程表も添付してください。 補助対象経費について事前協議させていただきます。
 - (注)正式に書類を提出される前に、提出する予定の書類一式をメール等で送付いただき、事前チェックを受けていただくと手続きがスムーズになります。
- ・要望書を審査した結果、適当と認められれば、補助金交付の内示通知を送付いたします。
 - (注) 内示通知は、交付の決定や金額の確定をするものではありません。 これらは後に提出いただく申請書類を審査の上、決定されます。
- ※「補助金交付要望書」の書式は、(公財)金沢コンベンションビューローのHPからダウンロードいただけます。 https://www.kanazawa-cb.com/request.html

2. 申請手続きについて【大会・会議等の開催後】

- ・大会・会議等の開催後、15日以内に、以下にご案内する提出書類一式をご提出ください。
 - (注) 正式に書類を提出される前に、提出する予定の書類一式をメール等で送付いただき、事前チェックを受けていただくと手続きがスムーズになります。

■提出書類■

[共 通]

全ての補助メニューに共通して提出いただく必要があります。

- ①「金沢MICE促進事業費補助金交付申請書」
- ② 大会・会議等の概要がわかるもの(パンフレット、プログラム等)
- ③ 大会・会議等への参加人数等がわかるもの(参加者名簿等)
 - (注)参加者の都道府県名(国外参加者にあっては国名)が分かるものである必要があります。
- ④「請求書」(金沢市指定様式)
- ⑤ 請求書に記載した振込先口座の銀行通帳の写し(表紙とその次のページ) (注)申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、別途、委任状が必要です。
- ※ ①④の書式は、(公財)金沢コンベンションビューローのHPからダウンロードいただけます。 https://www.kanazawa-cb.com/request.html

[個 別]

以下の補助メニューに応じて提出いただく必要があります。

(1) 金沢の伝統芸能披露に係る補助

- ① 伝統芸能が披露されたレセプション等の概要がわかるもの(次第等)
- ② 伝統芸能が披露されたレセプション等への参加人数等がわかるもの(参加者名簿等)
 - (注)参加者の都道府県名(国外参加者にあっては国名)が分かるものである必要があります。
- ③ 実績写真
 - (注)大会・会議等の開催模様のほか、伝統芸能が披露された様子がわかる写真をA4用紙1~2枚にまとめてください。
- ④ 対象経費を証するもの(請求書又は領収書の写し)

(2) 金沢版クラフト・ツーリズムの実施に係る補助

- ① クラフト・ツーリズムの概要がわかるもの(行程表等)
- ② クラフト・ツーリズムへの参加者数等がわかるもの(参加者名簿等)
 - (注)参加者の都道府県名(国外参加者にあっては国名)が分かるものである必要があります。
- ③ 実績写真
 - (注) 大会・会議等の開催模様のほか、ツアーが実施された様子がわかる写真を A 4 用紙1~2枚にまとめてください。
- ④ 対象経費を証するもの(請求書又は領収書の写し)

(3) 同時通訳の実施に係る補助

- ① 実績写真
 - (注)大会·会議等の開催模様のほか、通訳している又は設備を使用している写真を A 4 用紙1~2枚にまとめてください。
- ② 対象経費を証するもの (請求書又は領収書の写し)

3. その他

・補助金の支払いには、適正な申請書類を提出いただいてから1ヶ月程度の期間がかかりますので、予めご了承願います。

【書類提出・問い合わせ先】

金沢市観光政策課 企画係

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL:076-220-2194 FAX:076-260-7191

Email:kankou@city.kanazawa.lg.jp